

○航空自衛隊の広報活動に関する達

昭和 36 年 1 月 7 日 航空自衛隊達第 1 号

航空幕僚長 空将 源田実

改正	昭和 36 年 9 月 22 日	航空自衛隊達第 57 号	昭和 56 年 2 月 7 日	航空自衛隊達第 11 号
	昭和 37 年 12 月 8 日	航空自衛隊達第 83 号	昭和 57 年 3 月 12 日	航空自衛隊達第 5 号
	昭和 43 年 1 月 24 日	航空自衛隊達第 3 号	昭和 60 年 2 月 6 日	航空自衛隊達第 6 号
	昭和 43 年 9 月 24 日	航空自衛隊達第 25 号	昭和 63 年 6 月 15 日	航空自衛隊達第 18 号
	昭和 44 年 6 月 27 日	航空自衛隊達第 27 号	平成元年 2 月 28 日	航空自衛隊達第 4 号
	昭和 45 年 1 月 24 日	航空自衛隊達第 2 号	平成元年 3 月 16 日	航空自衛隊達第 25 号
	昭和 47 年 2 月 09 日	航空自衛隊達第 1 号	平成 8 年 2 月 28 日	航空自衛隊達第 2 号
	昭和 47 年 8 月 28 日	航空自衛隊達第 29 号	平成 9 年 1 月 17 日	航空自衛隊達第 1 号
	昭和 48 年 10 月 16 日	航空自衛隊達第 26 号	平成 15 年 3 月 26 日	航空自衛隊達第 8 号
	昭和 49 年 4 月 11 日	航空自衛隊達第 9 号	平成 15 年 12 月 15 日	航空自衛隊達第 42 号
	昭和 49 年 12 月 18 日	航空自衛隊達第 40 号	平成 19 年 1 月 5 日	航空自衛隊達第 1 号
	昭和 51 年 9 月 28 日	航空自衛隊達第 23 号	平成 20 年 2 月 22 日	航空自衛隊達第 4 号
	昭和 53 年 3 月 13 日	航空自衛隊達第 8 号	平成 21 年 3 月 26 日	航空自衛隊達第 8 号
	昭和 53 年 6 月 30 日	航空自衛隊達第 17 号	平成 29 年 6 月 23 日	航空自衛隊達第 27 号

防衛庁の広報活動に関する訓令（昭和 35 年防衛庁訓令第 36 号）第 18 条の規定に基づき、航空自衛隊の広報活動に関する達を次のように定める。

航空自衛隊の広報活動に関する達

目次

第 1 章 総則

第 2 章 広報活動

第 1 節 通則

第 2 節 自主的広報活動

第 3 節 協力的広報活動

第 4 節 その他

第 3 章 雑則

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この達は、航空自衛隊における広報活動を効果的かつ適正に行なうために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に示すとおりとする。

- (1) 「訓令」とは、防衛省の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号）をいう。
- (2) 「広報活動」とは、航空自衛隊に対する国民の認識と理解を深め、その信頼と協力を得るため、航空自衛隊の実態等を正しく部内及び部外に伝え、訓令第2条に掲げる任務を遂行する活動をいう。
- (3) 「実施担当官」とは、航空幕僚長及び訓令第3条第7号の部隊等の長、基地司令（基地司令に準ずる者を含む。以下同じ。）をいう。
- (4) 「部隊等」とは、次に示す部隊及び機関をいう。

ア 防衛大臣直轄部隊

イ 航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官及び航空方面隊司令官の直轄部隊

ウ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第22条第1項又は第2項の規定により編成された特別の部隊

- (5) 「報道機関」とは、新聞、放送等により一般国民に周知する機関をいう。
- (6) 「部外」とは、防衛省以外をいう。

(実施担当官の職責)

第3条 実施担当官は、訓令第3条第1号に掲げる場合を除き次に掲げる区分に従い、訓令第4条各号に掲げる事項等に関しそれぞれの事務を処理するものとする。

- (1) 基地司令

ア 基地全般の広報活動に関すること。

イ 基地所在部隊等の広報活動に関し必要ある場合、その統轄に関すること。

ウ 基地所在の他の実施担当官の所掌に属しない広報活動に関する
こと。

(2) 基地司令及び次号以外の実施担当官（部隊等の長）

ア 部隊等の広報活動に関すること。

イ 部隊等の広報活動の計画に関すること。

ウ 隷下部隊等の広報活動の指導監督に関すること。

エ 基地司令の行う広報活動に対する協力支援に関すること。

オ その他必要な事項

(3) 自衛隊法第22条第1項又は第2項の規定により編成された特別
の部隊の長

ア 部隊の広報活動に関すること。

イ 部隊の広報活動の計画に関すること。

ウ その他必要な事項

2 同一基地所在の実施担当官は、それぞれの広報活動に関し、必要のある
場合は相互に協議又は調整して協力するものとする。

(広報担当官等の設置)

第4条 実施担当官は、訓令第4条及び前条に定める事務の処理等のため、
広報担当官を置くものとする。

2 実施担当官は所要の広報担当官補助者を置くことができる。

3 基地の所在部隊等が一つである場合における広報担当官は、基地又は
部隊等のいずれかの広報担当官に他の広報担当官を兼ねさせることがで
きる。

(隊員の責務)

第5条 航空自衛隊員（以下「隊員」という。）は、広報活動の重要性を
認識し、国民の信頼と支持を得るよう行動しなければならない。

第2章 広報活動

第1節 通則

(広報活動の一般要領)

第6条 実施担当官は、次により広報活動を行なうものとする。

(1) あらゆる機会に適切な広報手段により、効果的に実施する。

(2) 当該広報活動の目的、対象、範囲、時期、経費及びその及ぼす影響等を考慮し、準備を周到にして適確に実施する。

(3) 広報活動の実施効果の確認に努め、又航空自衛隊に対する世論の動向に注意し、これに適応するように実施する。

(広報活動の一般着意)

第7条 広報活動に当つては、次の事項に着意して行なうものとする。

(1) 当該広報活動の任務達成を第一義とし、かつ、経済的に行なう。

(2) 創意的、計画的に実施し、時機に適合させる。

(3) 事実に基づいて行ない、虚偽又は欺瞞の報道をしない。

(4) 親切丁寧を旨とし、対人関係を良好にし、相互の理解と信頼を増進する。

(5) 平易簡明な表現を行ない、専門的術語の使用を努めて避ける。

(6) 秘密保全に注意し、政治的行為に触れないよう留意する。

第2節 自主的広報活動

(広報活動の実施計画)

第8条 実施担当官（作戦情報隊司令、航空警務隊司令及び航空自衛隊情報保全隊司令を除く。）は、当該部隊等の業務計画の作成の際、業務別計画の様式により広報活動の実施計画を作成しなければならない。

2 基地司令の広報活動の実施計画は、当該基地の基地業務担当部隊等の業務計画に含めて作成するものとする。

3 実施担当官は、広報活動の実施計画中、防衛大臣（以下「大臣」という。）又は航空幕僚長の承認を要する計画事項に変更又は修正等のある場合は、その都度航空幕僚長（総務課長気付）に報告するものとする。

(広報活動実施計画変更事項報告 登録外報告)

(報道機関に対する報道)

第9条 実施担当官は、訓令第7条第1号により航空自衛隊の部隊等に関する事項を正式に発表しようとする場合は、順序を経て大臣に申請しなければならない。

2 実施担当官は、報道機関に対しての説明又は資料提供に当たり、その内容等に関し必要ある場合は、事前に上級部隊等の長又は航空幕僚長の指示を受けるものとする。

3 2以上の実施担当官が同一事項を発表する場合は、通常同時刻に行うものとする。

(事故等の報道)

第10条 事故等に関する報道は、すみやかに通常次の事項を基準として行なうものとする。

- (1) 事故等の属する部隊等名
- (2) 事故等に係属する者の階級、氏名要すれば年令、出身地、略歴、写真等
- (3) 事故等の発生日時
- (4) 事故等の発生場所
- (5) 事故等の概況（任務又は行動目的、行動及び事故の概要）
- (6) 人員の死傷及び物件の損壊の概況
- (7) 捜索及び救難の状況

2 航空機等の事故の推定原因は、航空幕僚長が特に示す場合のほか報道してはならない。

3 隊員の生死に関する報道は特に慎重を期するとともに殉職隊員の報道は遺家族に連絡した後に行なうものとする。

4 事故現場における報道は、通常事故発生部隊等で行なうものとし、当該部隊等の実施担当官又はその指定した者以外の者は事故に関し許可なく言及してはならない。

(広報担当官等の事故現場派遣)

第11条 航空機等の事故により一般国民に大きな被害を与えた場合、その他必要な場合は航空機等の所属する部隊等の実施担当官は、できる限り広報担当官又は適任者を事故現場に派遣し広報関係事項の処置に当らせるものとする。

(事故現場の最寄部隊等)

第12条 事故現場の最寄部隊等の実施担当官は、事故発生部隊等の広報活動に協力支援するものとし、又当該部隊と連絡できない場合、事故発生

部隊からの派遣者未着の場合等においては適宜広報に関して処置するものとする。

(誤報道等に対する処置)

第13条 実施担当官は、当該地方の報道機関による報道事項が事実と相違している場合は、当該機関に訂正又は修正を申込むことができる。

2 実施担当官は、報道機関から広報活動に関して抗議等を受けた場合は、すみやかに処置するものとする。

(記者会の設置)

第14条 基地司令は、報道機関に対する広報活動を適時、適確に実施するため当該基地に報道機関の記者等を構成員とする記者会を置くことができる。

2 基地司令は、記者会を設置した場合は記者会所属の会員に対し、これを証明する記者証を交付するものとし、要すれば基地司令の指定する記者章を着用させることができる。

(音楽隊の派遣演奏)

第15条 実施担当官は、広報活動のため音楽隊の派遣演奏を必要とする場合は、別に定めるところにより航空幕僚長又は航空方面隊司令官に上申又は依頼するものとする。

第3節 協力的広報活動

(部外行事等の協力要請の受理)

第16条 実施担当官は、部外から行事等の協力について申し出があり、その行事等が訓令第12条の基準に該当する場合は、要請事項及び協力上の意見を付し順序を経て大臣に申請するものとする。

(映画製作の協力要請の受理)

第17条 実施担当官は、部外の製作に係る映画の協力について要請を受け、その映画が次の各号に該当すると認められる場合は、要請事項及び協力上の意見を付し順序を経て大臣に申請するものとする。

- (1) 広報上有意義である。
- (2) 映画の内容が健全妥当である。
- (3) 協力事項が防衛省以外において不可能又は困難である。
- (4) 教育訓練をかねて実施できる。

(基地、部隊等の取材又は見学)

第18条 実施担当官は、部外者が取材又は見学しようとする場合は、次の事項を記載した取材（見学）申請書を通常提出させるものとする。ただし、取材又は見学事項が重要で、その及ぼす影響が大きいと判断される場合及び外人記者等の場合は、あらかじめ航空幕僚長の承認を得るものとする。

- (1) 取材（見学）者の氏名、年令、職業、住所
- (2) 目的
- (3) 日時
- (4) 場所
- (5) 取材（見学）の主要事項
- (6) その他

2 前項の申請書は、通常取材者又は見学者から取材又は見学しようとする部隊等の所在する基地の基地司令に提出させるものとする。ただし、取材又は見学の部隊等が遠隔地の場合は、取材者又は見学者の最寄基地の基地司令は、申請書を受けて所要の処置をするものとする。

(記者会員の取材見学)

第19条 防衛記者会所属の記者が航空自衛隊の部隊等を、基地設置の記者会所属の記者が当該基地所在部隊等を取材又は見学しようとする場合は前条第1項の申請書の提出を省略させることができる。ただし、取材又は見学に当つては、必要に応じ記者証又は記者章を提示させ、又記者会員に同行するカメラマン等に対してはその身分を証明するものを提示させるものとする。

(取材者、見学者の取扱い)

第20条 取材者及び見学者に対しては、その目的を達成できるよう通常次により取計らうものとする。

- (1) 報道機関の取材に際しては、適確な取材に資するため、努めて実施担当官等が応接する。
- (2) 見学者に対しては、広報担当官又は適任な者に案内説明等をさせる。

(部外者の隊内生活等)

第 21 条 実施担当官は、広報活動上有意義で、隊務及び秘密保全に支障のない場合は、見学者等に対し 1 週間以内の隊内生活を体験させ、又これらの者に対して別に定めるところにより食事の支給等所要の事項に関し便宜を図ることができる。

第 4 節 その他

(部外者の航空機搭乗の一般基準)

第 22 条 実施担当官は、広報活動上部外者を航空機に搭乗させようとする場合は、通常当該者について次の各号を考慮して別に定めるところにより手続するものとする。ただし、小中学生及び老令者は航空幕僚長が示す場合に限るものとする。

- (1) 広報活動に有効で、広報施策に寄与すると認められる者
- (2) 航空自衛隊に関する取材のための報道機関の記者等
- (3) 航空自衛隊に関する認識と理解を与える必要のある者
- (4) 防衛思想、航空知識の啓発普及等のため体験飛行を要する者
- (5) 航空幕僚長が特に必要と認める者

2 ジェット機には航空幕僚長が特に示す場合のほか同乗させない。

(宣伝ビラ類の撒布)

第 23 条 広報活動のため、航空機によるビラ、チラシ類の撒布、宣伝幕の曳航及び物件の投下等は、通常行なつてはならない。

(投書等の取扱い)

第 24 条 新聞、放送、雑誌その他（以下「新聞等」という。）による航空自衛隊に関する部外からの投書、意見等（以下「投書等」という。）に対しては、次によりすみやかに処置するものとする。

基地司令は、航空自衛隊全般に関する投書等について回答の必要があると認められる場合は投書等の内容を、実施担当官は、地方限りの新聞等による基地、部隊等に局限された内容の投書等で回答の必要があると認められる場合は、第 3 条の区分により回答し、その回答内容を航空幕僚長（総務課長気付）に報告する。（投書等報告 登録外報告）ただし、実施担当官は、回答内容の及ぼす影響が大きいと判断されるときはあらかじめ上級部隊等の長又は航空幕僚長の承認を得て回答する。

第 25 条 削除

(報告)

第 26 条 基地司令は、各四半期別に次表に定めるところにより報告書を作成し、直接航空幕僚長（総務課長気付）に提出するものとする。

報告書名	報告統制章号	提出期日	部数	様式
広報活動実施計画報告書	01-U62-1 (D)	当該四半期開始の 20 日前まで	1 部	別紙様式第 1
広報活動実施結果報告書	01-U62-1 (D)	当該四半期終了後 15 日以内	1 部	別紙様式第 2

2 同一基地所在の基地司令以外の実施担当官は、前項の報告書の作成に必要な事項を基地司令に通報するものとする。

3 実施担当官は、広報活動が特異又は部外に及ぼした影響が大であったものに関し、次の事項をその都度航空幕僚長（総務課長気付）に報告するものとする。（広報活動特異報告 登録外報告）

(1) 目的

(2) 日時

(3) 場所

(4) 実施部隊等

(5) 実施概況

(6) 広報効果又は反響（できる限り新聞等の掲載記事、写真等を添付する。）

(7) その他

第 3 章 雑則

(防衛出動及び治安出動時の広報活動)

第 27 条 防衛出動時及び治安出動時における広報活動は別に定めるところによる。

(災害派遣時の広報活動)

第 28 条 災害派遣時の広報活動は、この達によるほか、別に定めるところによる。

(委任規定)

第 29 条 この達の実施に関し、必要な事項は、それぞれの実施担当官が定める。

附 則

- 1 この達は、昭和 36 年 1 月 7 日から施行する。
- 2 削除
- 3 航空自衛隊広報実施規則（案）に関する通達（34, 10, 16 空幕発総第 641 号）、報道実施要領の細部に関する通達（34, 12, 1 空幕発総第 730 号）は廃止する。

附 則（昭和 36 年 9 月 22 日航空自衛隊達第 57 号）

この達は、昭和 36 年 9 月 22 日から施行し、航空総隊司令官飛行教育集団司令官および航空方面隊司令官（西部航空方面隊司令官を除く。）にかかる改正規定は昭和 36 年 6 月 12 日から、その他の改正規定は昭和 36 年 7 月 15 日から適用する。

附 則（昭和 37 年 12 月 8 日航空自衛隊達第 83 号）

この達は、昭和 37 年 12 月 8 日から施行し、昭和 37 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 43 年 1 月 24 日航空自衛隊達第 3 号）

- 1 この達は、昭和 43 年 1 月 24 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に作成されている従前の規定による様式の内紙類は、残存部数にかぎり使用することができる。

附 則（昭和 43 年 9 月 24 日航空自衛隊達第 25 号）

この達は、昭和 43 年 10 月 1 日から施行する。〔後略〕

附 則（昭和 44 年 6 月 27 日航空自衛隊達第 27 号）

この達は、昭和 44 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 1 月 24 日航空自衛隊達第 2 号抄）

- 1 この達は、昭和 45 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 2 月 9 日航空自衛隊達第 1 号）

この達は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 8 月 28 日航空自衛隊達第 29 号抄）

- 1 この達は、昭和 47 年 9 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 10 月 16 日航空自衛隊達第 26 号）

この達は、昭和 48 年 10 月 16 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 4 月 11 日航空自衛隊達第 9 号）

この達は、昭和 49 年 4 月 11 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 12 月 18 日航空自衛隊達第 40 号）

この達は、昭和 50 年 1 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 9 月 28 日航空自衛隊達第 23 号）

この達は、昭和 51 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 13 日航空自衛隊達第 8 号）

この達は、昭和 53 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 6 月 30 日航空自衛隊達第 17 号）

この達は、昭和 53 年 7 月 16 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 2 月 7 日航空自衛隊達第 11 号）

この達は、昭和 56 年 2 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 12 日航空自衛隊達第 5 号抄）

1 この達は、昭和 57 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 2 月 6 日航空自衛隊達第 6 号）

この達は、昭和 60 年 2 月 6 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 6 月 15 日航空自衛隊達第 18 号）

この達は、昭和 63 年 6 月 15 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 28 日航空自衛隊達第 4 号）

1 この達は、平成元年 2 月 28 日から施行する。

2 この達施行の際、第 6 条、第 11 条、第 13 条、第 17 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 36 条及び第 37 条の規定に基づく年度の報告等に使用する様式については、昭和 63 年度のものに限り従前の例による。

附 則（平成元年 3 月 16 日航空自衛隊達第 25 号）

この達は、平成元年 3 月 16 日から施行する。

附 則（平成 8 年 2 月 28 日航空自衛隊達第 2 号）

この達は、平成8年2月28日から施行する。

附 則（平成9年1月17日航空自衛隊達第1号）

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成15年3月26日航空自衛隊達第8号抄）

1 この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成15年12月15日航空自衛隊達第42号）

この達は、平成15年12月15日から施行する。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年2月22日航空自衛隊達第4号）

この達は、平成20年2月25日から施行する。

附 則（平成21年3月26日航空自衛隊達第8号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

別紙様式第1(第26条関係)

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長 殿
(総務課長気付)

広報活動実施計画報告書
(平成 年度第 四半期)
(01-U62-1(D))

基地司令 印

実施事項	実施部隊等名	実施時期	実施場所	協力先又は 広報対象者層	人員・数量等	備 考

注：1 実施を計画している広報活動のうち、主要な行動等を記載する。
注：2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、横長に使用する。

別紙様式第2(第26条関係)

発簡番号
発簡年月日

航空幕僚長 殿
(総務課長気付)

基地司令 印

広 報 活 動 実 施 結 果 報 告 書
(平成 年度第 四半期)
(01-U62-2(D))

1 全 般

(1) 当該期の広報活動の特色、顕著な成果

(2) 広報活動実施上の問題点、改善点

2 広報活動実績

(1) 報道

区 分		実 績		主 要 報 道 等 事 案
項目\件数		実施件数	報道件数	
発表、説明、 資料提供				<ul style="list-style-type: none"> ・主要発表等事案 (月日、部隊、事案名) ・主要報道等事案 (月日、部隊、事案名)
取材	新 聞			
	雑 誌			
	テレビ			
	ラジオ			
	その他			
	計			
項目\件数		実施件数	参加延人数	成果の概要
報道関係者の 部隊等研修				<ul style="list-style-type: none"> ・主要部隊等研修 (月日、研修先、団体名、 研修者数)

(2) 事業活動

区 分			実 績		成 果 の 概 要	
項 目 \ 件 数			制作件数	制作部数		
印 刷 物 広 報	印刷物の作成	パンフレット				
		リーフレット				
		その他				
		計				
	項 目 \ 件 数			掲載件数		
	刊行物への掲載	新聞				
		雑誌				
		その他				
計						
視 聴 覚 広 報	項 目 \ 件 数		実施件数	放送局数		
	テレビ放送					
	ラジオ放送					
	その他					
	計					
	項 目 \ 件 数		実施件数	本 数		
	映画 VTR 等	制作	映 画			
			VTR			
			計			
		複製	映 画			
			VTR			
			計			
		貸出	映 画			
			VTR			
計						

(3) 部隊広報

区 分		実 績			成 果 の 概 要
項目\件数		公開件数	参加延人員数		
部隊 (基地) 公開	施設利用				<ul style="list-style-type: none"> ・主要部隊(基地)公開 (月日、行事、部隊等名、参加者等数) ・主要演習公開 (月日、演習名、部隊等名、参加者等数)
	一般公開				
	計				
演 習 公 開					
項目\件数		公開 件数	使 用 延 隻 数	見 学 延 人 員 数	
艦 艇 公 開					
項目\件数		見学件数		見学延人員数	
部隊(基地)見学					
艦 艇 見 学					
広報展示室見学					
項目\件数		実施 件数	使用隻 ・機数	参 加 人 員 数	
体 験 航 海					
体 験 搭 乗	区 間				
	局 地				
項目\件数		実施 件数	入 隊 者 数	入 隊 延 人 員 数	
隊内生 活体験 入 隊	学生・生徒				
	女 性 層				
	一 般				
	計				

区 分		実 績		成 果 の 概 要
項 目 \ 件 数		実施件数	使用機数	
航空機展示飛行				・主要音楽演奏 (月日、実施部隊、演奏会等名、聴衆数)
映 画 上 映	自 隊 上 映	実施件数	見学延人員数	
	巡 回 上 映			
	劇 場 上 映			
	そ の 他 上 映			
	計			
項 目 \ 件 数		実施件数	延 聴 衆 数	
音 楽 演 奏	定 期 演 奏			
	巡 回 演 奏			
	屋 外 演 奏			
	音 楽 ま つ り			
	計			
項 目 \ 件 数		実施件数	実 施 延 人 員 数	
広 聴	防 衛 モ ニ タ ー			
	駐 屯 地 ・ 基 地 モ ニ タ ー			
項 目 \ 件 数		実施件数	延 聴 衆 数	
講 演	協 力 会 等			
	商 工 会 等			
	官 公 庁			
	一 般			
	計			
項 目 \ 件 数		実施件数	延 被 教 育 者 数	
広 報 教 育				

(その他、内数としての報告事項)

区 分	実 績			成 果 の 概 要
	実施 件数	参加 者数	参加延 人員数	
夏休みちびっ子 ・ヤング大会				・夏休みちびっ子・ヤング大会実施駐屯地(基地)名 ・青少年防衛講座実施駐屯地(基地)名 ・地域女性層との交流実施駐屯地(基地)名
青少年防衛講座				
地域女性層との 交流				

(4) 協力的広報活動(部外協力)

項目\件数		実施 件数	支援 延日数	支援延 人員数	支援延 車両数	成果の概要
運動競技会						・音楽派遣演奏 (主要行事名、聴衆数、延聴衆数)
博覧会						
映画撮影						
各種の祭り						
青少年キャンプ等						
音楽隊派遣演奏						
その他						
計						
総合的な学習の時間に対する協力	区分		公開 件数	参加 者数	参加延 人員数	
	小学校	学生・生徒				
		引率者等				
	中学校	学生・生徒				
		引率者等				
	高校	学生・生徒				
		引率者等				
	計					

(5) 第1四半期末及び第4四半期末のみに報告を求める事項

広報業務従事者数	広報実施担当官の数()		
広報展示室の数		広報展示室の新規整備数	

刊行物名	発行回数	発行所	購入部数	主な配布先
延件数			延購入部数	

注：1 記載要領等は付紙のとおりとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、横長に使用する。

付紙

記載要領等

1 報道

- (1) 発表等の用語の定義は、訓令第7条による。
- (2) 「発表、説明、資料提供」は、部隊等での記者会見を含み、自主的に実施したものを記載する。
- (3) 「取材」は、報道機関等の要求に応じて資料提供を実施したものを記載する(前号記載のものを除く。)
- (4) 「報道関係者の部隊等研修」は、報道関係者が、部隊、演習等を研修したものを記載する。
- (5) 記載要領
 - ア 「実施件数」は、各項目について実施した件数を記載する。
 - イ 「報道件数」は、新聞、テレビ等で報道された件数を記載する。
なお、同一事案で複数の報道があつた場合は、1事案、1発表、1社、1日を1件として記載する。
(例：3日間、同一事案が2社で報道された場合、 $3 \times 2 = 6$ として記載する。)
 - ウ 同一事案について複数発表(2次発表、補足説明等)をした場合は、それぞれを件数として記載する。
 - エ 部隊等研修に基づく報道は、「発表、説明、資料提供」の欄に記載する。
 - オ 電話による取材は、件数として記載しない。
 - カ 「朝雲」「防衛日報」「海上自衛新聞」等の自衛隊関係紙は含まない。
 - キ 計上は、発表部隊等及び取材を受理した部隊等が行うこととし、重複計上を防止する。
 - ク 「報道関係者の部隊等研修」は、全般を企画した部隊等で記載する。

2 事業活動

(1) 一般広報目的のために実施したものを記載する（募集、援護広報は、除く。）。

(2) 記載要領

ア 「印刷物の作成」の「作成件数」は、作成品目ごとに1件とし、「作成部数」は、作成した部数を記載する。

イ 「刊行物への掲載」は、当該刊行物に自主的に掲載したもの（パブリシティー活動に基づくものを含む。）を記載し、発表等及び取材等に基づくものは記載しない。

ウ 「テレビ・ラジオ等の放送」は、自主的に企画したもの（パブリシティー活動に基づくものを含む。）を記載し、発表等及び取材等に基づくものは記載しない。

記載は、当該番組を企画した部隊等で実施するものとし、「実施件数」は放送1企画ごとに1件とし、「放送局数」は、放送された局数を記載する。

エ 映画、VTRの「製作」「複製」「貸出」の「実施件数」は1企画1回当たりを1件とする。

3 部隊広報

(1) 施設の利用は、駐屯地内グラウンド等の活用について（防経施第353号46.2.24）及び駐屯地等の施設を活用した広報活動について（防官広第2172号48.5.22）に基づき自衛隊施設をスポーツ・レクリエーション等の場として国民に開放するものをいう。

(2) 記載要領

ア 「部隊・基地公開」「艦艇公開」及び「演習公開」の「公開件数」は1日当たり1件として記載する。

イ 「演習公開」の「公開件数」及び「参加延人員」は当該演習の全般を企画した部隊等が記載する。

ウ 「体験搭乗」の「実施件数」は、航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）第8条第1項第2号により実施したものを記載する。

なお、「区間」とは定期便等を利用して2以上の基地等にわたり
搭乗したものを、「局地」とは1か所において搭乗したものをいう。

エ 「隊内生活体験入隊」の「実施件数」は、1団体等ごと1件とし、
「入隊延人員数」は、「入隊者数」に実施日数を掛け合わせた数を
記載する。

なお、記載は「学生、生徒」「女性層」及び「一般」の区分で行
う。「女性層」とは、学生、生徒を除く女性を、「一般」とは、「学
生、生徒」及び「女性層」以外の者をいう。（学生、生徒の中に含
まれる女性は、「学生、生徒」として記載し、「女性層」としては
記載しない。）

オ 「映画上映」の「自隊上映」は、基地等が施設内において上映し
たものを、「巡回上映」は、各基地等が民間施設において上映した
ものを、「劇場上映」は民間の機関に委託したものを、「その他上
映」は、上記以外の者に委託して上映したものを記載する。

カ 「音楽演奏」は、部外を主対象として、定期演奏会等自主的に実
施したものを記載する（儀式等内部を主対象とした演奏及び部外か
らの要請に基づくものは記載しない。）。

なお、音楽まつり等合同の演奏会の場合は、全般を企画した部隊
等で記載することとし、重複計上を防止する。

キ 2以上の行事等を併せて実施した場合の記載は次の要領による。

(ア) それぞれの欄に実施件数及び参加者等の数を記載する（例：
基地開放において音楽演奏及び装備品展示を実施した場合は、
基地開放1件、音楽演奏1件、装備品展示1件とし、それぞれ
参加者等の数を記載する。）

(イ) 各行事の成果の概要欄に単独で実施した行事の概要を明らか
にする（例：音楽演奏を基地開放と併せて実施した件数が3件、
単独で実施した件数が2件あった場合は「実施件数」5件とし、
成果の概要欄に単独で実施した行事の件数とその行事名及び参
加者等を明記する。）

ク 「講演」は、部外に対して自主的に又は依頼を受けて実施したも
のを記載する。

ケ 「広報教育」は、課程教育を除き隊員に対して特別な時間を設けて教育を実施したものを記載する。

コ その他、内数として報告を求める事項とは、部隊（基地）公開等の一環として実施する各区分の広報活動の実態を明らかにするために報告を求めるものである。

地域女性層との交流とは、女性層のみを対象として自主的に実施した広報活動について記載する。

4 協力的広報活動

- (1) 「支援延人員数」及び「支援延車両数」は、各1日を単位として累計して計上する。
- (2) 「音楽隊派遣演奏」は、部外からの要請に基づき実施したものを記載する。
- (3) 「総合的な学習の時間に対する協力」は、文部科学省が定める学習指導要領に基づき、各学校が実施する総合的な学習の時間に対する協力について記載する。「公開件数」は、1団体当たり1件とし、「参加延人員数」は参加者数に実施日数を掛け合わせた数を記載する。

5 第1四半期末及び第4四半期末のみに報告を求める事項

- (1) 第1四半期末に年度当初の予定数を記載し、第4四半期末は、年度当初の計画と異なつた場合にのみ記載する。
- (2) 「広報業務従事者数」は、広報活動の実施を主務とする者の数を記載する。この際、広報実施担当官数を内数として併記する。
- (3) 刊行物の購入欄に記載する刊行物は、部外に広報資料として配布する目的で購入するものを記載する。ただし、「朝雲」「防衛日報」「海上自衛新聞」等の自衛隊関係紙は除く。